

令和6年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 令和6年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和6年3月1日環地域事発第2403011号）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号。以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号で定めるところによる。

（1）住宅

戸建の家屋であって、現に住居として使用されるもの又は住居として使用される予定のもの（店舗、事務所等と兼用のものを含む。）

（2）既築住宅

住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないもの（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。）以外をいう。）

（補助金交付の対象）

第3条 知事は、再生可能エネルギーの導入を促進し、住宅における脱炭素化を図るため、次条第1号に規定する補助事業に要する費用の一部について、同条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）県内の既築住宅において、補助事業（太陽光発電設備及びその設備に連系する蓄電池の設置を行うことをいう。）を行う個人であること。ただし、高松市内に住所を有し、かつ、高松市内の既築住宅において補助事業を行う者を除く。

（2）県税を滞納していない者であること。

（3）補助事業について、国及び県から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていない者であること。

（4）法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。

（5）令和6年6月17日以後に、補助事業に係る工事請負契約を締結する者であること。

（補助対象設備及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表1に定める要件を満たす設備（附帯設備を含む。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定める額とする。

3 補助金の額は、別表3に定める額とする。

（交付申請予約の届出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、令和6年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請予約届出書（様式第1号。以下「交付申請予約届出書」という。）に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、届出者又は第16条の手続代行者に受付番号を通知するものとする。

（交付申請予約の届出の受付）

第7条 交付申請予約の届出の受付は、先着順とし、受付期間は、知事が別に定める。

（交付申請予約の取下げ及び変更等）

第8条 交付申請予約の届出を行った者は、補助事業の全てを中止しようとするときは、令和6年度か

がわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請予約取下げ届出書（様式第2号。以下「交付申請予約取下げ届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 交付申請予約の届出を行った者は、補助金の額の減額を伴う変更を行う場合には、速やかに、令和6年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請予約変更届出書（様式第3号。以下「交付申請予約変更届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

3 交付申請予約変更届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）届出者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）及び見積書の写し

（2）その他知事が必要と認める書類

4 知事は、交付申請予約変更届出書の提出があったときは、その内容を確認し、当該変更を承認するか否かを決定し、届出者又は第16条の手続代行者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 規則第4条の規定による申請をしようとする者は、令和6年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請書兼請求書（様式第4号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付申請書兼請求書の受付）

第10条 交付申請書兼請求書の受付期間は、知事が別に定める。

（補助金の交付の条件）

第11条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

（1）補助事業により取得した財産については、第17条第1項に定める期間は、知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。

（2）その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金交付決定）

第12条 知事は、第9条の規定による申請があったときは、その申請に係る書類等の審査により、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をし、補助事業者に対して、前条に規定する条件のほか、交付決定番号、補助金の額及び交付を決定した日を記載したかがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金不交付決定通知書（様式第6号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（工事の着工、建物の引渡し等）

第13条 補助事業者は、第6条第2項の規定による受付番号を受領した日以後に、当該補助対象設備の設置等に係る工事の着手をしなければならない。

2 補助事業者は、交付申請書兼請求書を提出するまでに、補助対象設備の設置等に係る工事を完了し、かつ、電力会社と太陽光発電設備の電力受給契約を締結しなければならない（ただし余剰電力を売電しない場合を除く。）。

3 補助事業の完了日は、補助対象設備を領収した日、電力会社と太陽光発電設備の電力受給を開始した日、製品保証書における保証開始日のいずれか遅い日とする。

（補助金の支払）

第14条 補助金は第12条第1項の規定による交付決定を行った場合に支払うものとする。

（決定の取消し）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（2）不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

（3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（4）法令、この要綱又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(手続代行者)

- 第16条** 補助事業者は、交付申請予約届出書、交付申請予約取下げ届出書、交付申請予約変更届出書、交付申請書兼請求書及び第20条の繰越承認申請書について、補助対象設備を販売する者等に対して、これらの手続を代行させることができる。
- 2 前項の規定により手続を代行する者（次項において「手続代行者」という。）は、前項の手続を誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ補助事業者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 知事は、手続代行者が第1項に定める手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(取得財産等の管理)

- 第17条** 規則第22条第2項ただし書に規定する知事が定める期間は、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数)とし、同項第4号に規定する知事が別に定めるものは、補助事業により取得した財産とする。
- 2 補助事業者は、天災地変その他自らの責に帰することのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、財産毀損・滅失届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第18条** 補助事業者は、規則第22条第2項の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第8号）を提出し、承認を得なければならない。
- 2 補助事業者は、知事が前項の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。なお、承認に関する基準は、環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）の規定に準じるものとする。

(報告)

- 第19条** 補助事業者は、補助事業の完了後少なくとも1年間の間に発電した電力量や自家消費量等の実績について、状況報告書（様式第9号）により、知事が指定する日までに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告のほかに、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(補助事業の繰越し)

- 第20条** 交付申請予約の届出を行った者は、特別の事情により補助事業が交付申請書兼請求書の受付期間内に完了しないとき（ただし、補助対象設備の設置等に係る工事が完了しているときに限る。）は、知事が定める日までにかがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金繰越承認申請書（様式第10号。以下「繰越承認申請書」という。）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 2 繰越承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 補助事業の実施状況を示すカラー写真
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、その申請の内容を審査し、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

- 第21条** 第6条、第8条、第9条及び第19条の規定による届出、申請又は報告については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出、申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせ、その方法は知事が別に定める。
- 2 前項の規定により行われる届出、申請又は報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

(書類の提出)

- 第22条** この要綱により知事に提出する書類（以下「書類」という。）の部数は1部とする。
- 2 書類の提出先は、香川県環境森林部環境政策課カーボンニュートラル推進室とする。ただし、観音

寺市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、直島町又は琴平町内に住所を有する者は、住所地を管轄する市役所又は町役場に書類を提出するものとする（第20条の規定による繰越しの承認を受けた場合はこの限りでない）。

- 3 書類の提出の方法は、郵送（配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）又は持参によるものとする。

（補助事業に関する調査への協力）

第23条 この補助金の交付を受けた者は、知事の求めに応じ、補助事業に関する調査に協力するものとする。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
2 改正後の第4条第1号及び第21条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請予約の届出を行う者について適用し、同日前に交付申請予約の届出を行った者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月24日から施行する。

別表1（第5条関係）

	補助対象設備	補助要件
(1)	太陽光発電設備	ア 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 イ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 エ 補助事業者の敷地内の店舗・事業所等を除く住宅部分において、本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。 オ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10キロワット未満であること。 カ 発電量を計測する機器を備えること。 キ 各種法令等を遵守した設備であること。 ク 商用化され、導入実績があるものであること。 ケ 中古設備でないこと。 コ PPA・リースにより導入されるものでないこと。 サ 住宅のある敷地内に設置するものであること。 シ 店舗・事業所等を除く住宅部分において、太陽光発電設備で発電した電力を使用する設備であること。

		ス その他、国実施要領別紙２の２．ア（ア）の「交付要件」を満たす太陽光発電設備であること。
(２)	蓄電池	ア この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。 イ 家庭用蓄電池（４,８００Ah・セル相当のkWh未満）であること。 ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 エ 導入価格（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）が１４.１万円/kWh以下のものであること。 オ 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）化等支援事業において、補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。 カ 各種法令等を遵守した設備であること。 キ 商用化され、導入実績があるものであること。 ク 中古設備でないこと。 ケ ＰＰＡ・リースにより導入されるものでないこと。 コ 定置用であること サ 店舗・事業所等を除く住宅部分において、蓄電池で蓄電した電力を使用する設備であること。 シ その他、国実施要領別紙２の２．ア（イ）の「交付要件」を満たす蓄電池であること。

別表２（第５条関係）

	補助対象設備	補助対象経費
(１)	太陽光発電設備	補助対象設備の設置に係る設備費及び工事費の合計額(消費税及び地方消費税を除く)
(２)	蓄電池	補助対象設備の設置に係る設備費及び工事費の合計額(消費税及び地方消費税を除く)

※詳細は、国実施要領別表第１を参照のこと。

別表３（第５条関係）

	補助対象設備	補助金の額
(１)	太陽光発電設備	８万円に、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（キロワット表示の小数点以下切捨て）を乗じて得た額又は４５万円のいずれか低い額
(２)	蓄電池	補助対象経費の３分の１の額又は２０万円のいずれか低い額 (１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)